

第 9 部 処置

耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算

算定できない患者が追加されました。

- ・新型コロナウイルス感染症の患者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる患者

ストーマ処置（1 日につき）

ストーマ合併症加算（65 点 要届出）が新設されました。

注 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ストーマ合併症を有する患者に対してストーマ処置を行った場合は、ストーマ合併症加算として、65 点を加算する。

140700670 ストーマ合併症加算 65 点

施設基準 4117 ストーマ合併症加算

以下のストーマ合併症のいずれかを有し、かつ、ストーマ合併症の重症度分類グレード 2 以上の患者である場合に算定する。

- ア 傍ストーマヘルニア
- イ ストーマ脱出
- ウ ストーマ腫瘍
- エ ストーマ部瘻孔
- オ ストーマ静脈瘤
- カ ストーマ周囲肉芽腫
- キ ストーマ周囲難治性潰瘍等

人工呼吸

腹臥位療法加算（900 点）が新設されました。

注 5 3 のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、連続した 12 時間以上の腹臥位療法を行った場合に、腹臥位療法加算として、1 回につき 900 点を所定点数に加算する。

140700770 腹臥位療法加算 900 点

人工呼吸器管理下における、中等症以上の急性呼吸窮迫症候群（ARDS）患者に対し、12 時間以上の連続した腹臥位療法を実施した場合に算定することとし、腹臥位療法の実施が日をまたぐ場合については、当該療法を開始してから連続した 12 時間が経過した時点で算定する。なお、実施に当たっては、関係学会が定めるガイドライン等を参考にすること。